

2019年度
大分県後期高齢者医療広域連合
健康診査の手引き

大分県後期高齢者医療広域連合

2019年度大分県後期高齢者医療広域連合の健康診査について

1 健康診査について

(1) 実施方法について

① 健康診査(健診)の実施

- 健診実施機関(健診実施機関の代表機関「大分県医師会」)へ委託
(契約方法は、集合契約と同様の方法)
 - ※ 契約は、健診実施機関の代表機関(大分県医師会)と締結します。
(健診実施機関は、大分県医師会に委任状を提出・・・P6参照)
(市町村から集団健診等を委託されている健診実施機関は、別途広域連合へ見積書の提出が必要・・・P7参照)

② 費用決済・健診データの管理

- 大分県国民健康保険団体連合会(国保連合会)へ委託
(「特定健診等データ管理システム」の活用)

(2) 委託の範囲について

① 健診実施機関への委託内容

- 健診の実施(受付事務含む・・・受診券及び被保険者証の確認)
 - ・ 問診は健診受診時に実施
(広域連合から、問診票の事前送付は行いません)
 - ・ 問診票様式は特定健診の問診票項目を網羅した内容で、各健診実施機関において作成
(問診票様式を希望すれば広域連合より配布します)

健康診査の受診時における受診券および被保険者証の確認について

受診券、被保険者証のどちらか一方を持参した場合、もしくは両方を持参していない等の場合は、受診者への健康診査は年1回の受診となっている旨の確認を行い、受診者本人の同意を得た上で、広域連合への照会により受診していただくようお願いいたします。

すでに他機関で受診済みの者、健診除外対象者のため当初から受診券を交付していない者、広域連合の被保険者ではない者などがいますので、健診を実施する前に必ず広域連合に照会いただくようご協力をお願いします。

また、受診者が持参した受診券は必ず回収いただきますようお願いいたします。

- 健診データの報告及び健診費用の請求
 - ・ 国保連合会へ健診データの報告及び健診費用の請求(「特定健診等データ管理システム」を活用)。～方法については、国保連合会へ
 - ・ 大分県後期高齢者医療広域連合の保険者番号「39440003」により国保連合会へ健診データの報告及び費用請求。
- 健診受診者への健診結果の送付
 - ・ 各健診実施機関から健診受診者へ健康診査受診結果の送付(健診実施機関の様式で可)

② 国保連合会への委託

- 健診実施機関への健診費用の支払
- 広域連合への健診データの報告及び費用請求
- 健診データの管理
- 受診券の発行

(3) 対象者について

- 被保険者(後期高齢者医療被保険者・・・75歳到達者)～年1回の受診
 - ※ 医療機関で生活習慣病等の治療をしている場合、特定健康診査又はそれに相当する健康診査を受診した場合は、基本的に対象外としますが、受診希望者については、健診を実施します。
 - また、広域連合の被保険者であっても、健診除外対象者のため当初から受診券を交付していない者もいますので、受診者が受診券を持参していない場合にはご注意ください。

(手引きP1「健康診査の受診時における受診券および被保険者証の確認について」をご参照ください。)

～ 参考 ～

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令

(4) 健診項目について

- 特定健診の必須項目のうち基本的な項目(腹囲を除く)及び詳細な健診の項目のうち血清クレアチニン検査及びeGFR。
(健診項目・・・P8、P9参照)
- ・ 問診(票)は、受診当日に実施する。

(5) 健康診査の実施期間及び場所

- 市町村の特定健診等の集団方式と並行して行い、集団方式で受診できなかった方は個別方式で受診してもらう。

(受付等の事務は健診実施機関で実施)

- 集団方式……市町村の特定健診と同じ期間・場所
- 個別方式……広域連合が契約している健診実施機関に受診者が個々に受診(予約が必要な場合は個々に予約等)する。実施期間は年度末(3月31日)まで

(6) 健診の委託料単価について

- 健診の委託料(契約単価)は、健診単価と事務費を含めた金額
 - ・ 集団方式(巡回、施設)の場合は各健診機関で県内一律の健診単価
 - ・ 個別方式の場合は、特定健診のスキームによる集合契約と同様な方法による健診単価と同額(保険者協議会)。

(7) 受診者の負担金について

- 有効期限内 1 回のみ無料 (徴収しません)

(8) 生活機能評価との連携について

実施する市町村については、被保険者(健診受診者)の利便性や経費の削減のため同時に実施することが望ましいと考え、後期高齢者医療の健康診査も健診会場等、生活機能評価と同時実施(重複する健診項目の費用については生活機能評価にて負担をすることが優先とされています。)で行う場合もあります。

(9) その他

- 委託内容等及び健診の流れ……P10、P11参照

2 保健指導(健康相談)について

健康診査に関する保健指導は、広域連合では実施しません。
(市町村に健康相談窓口の確保をお願いしております。)

後期高齢者に対する保健指導については、若人と同様に行動変容のための保健指導を行うのではなく、本人の求めに応じて、健康相談、指導の機会を提供することが示されており、市町村が健康増進法に基づき相談、指導の体制を整えることが求められています。

3 市町村への依頼事項について

項 目	内 容
健診の広報・周知	健診について、市町村広報誌等により健診の項目・日時・場所を周知する(特定健診の実施及び生活機能評価と同時に実施) ※ 既に生活習慣病等で医療機関にて受診している人及び特定健康診査又はそれに相当する健康診査を受診した人は、健診の必要がないことも同時に周知する。
健診の実施	実施場所の提供と健診の予約が必要な場合は、後期高齢者被保険者も含めた予約等の受付 (特定健診等の市町村が行う健診事業と同時)
健診後の相談	健康増進法に基づく健康相談を実施(相談窓口の確保)
生活機能評価との連携	生活機能評価との同時実施と、その際重複する健診の項目についての費用の負担等

4 その他

○受診券について

- ・ 受診券の様式は、後日、大分県医師会を通じてご連絡いたします。
(オレンジ色のハガキを予定しております)
- ・ 受診券の発送時期～当初発送(2019年6月1日以前の75歳到達者)については各市町村の健診開始時期に合わせて、4月中旬から5月下旬にかけて発送する予定です。また2019年6月2日以降の75歳到達者については、誕生日の前月に被保険者証に同封して送付いたします。

○健診費用の請求について

- ・ 健診費用の請求先は国保連合会ですが、契約している健診費用単価と異なる金額で請求される医療機関が散見されます。特に前年度と当年度とで単価が異なる場合や、同じ市町村でも後期高齢者医療の健康診査と市町村国保の特定健診とで費用額が異なる場合に請求誤りが見られます。また空腹時血糖検査を実施しているのにヘモグロビンA1c検査の費用で請求(逆のケースもあり)される場合があります。国保連合会でエラーチェックができないパターンもあり、判明した月以前の費用額を遡及して過誤請求することになりかねませんので、対象年度、保険者、検査項目、請求額にご注意いただいた上で請求をお願いいたします。

【問合せ先】

大分県後期高齢者医療広域連合

事業課 給付係

住所 〒870-0037

大分市東春日町17番20号

大分第2ソフィアプラザビル6階

TEL 097-534-1771

FAX 097-534-1778

平成 年 月 日

委 任 状 (例)

(代理人) 住 所 大分県大分市大字駄原 2 8 9 2 - 1
氏 名 一般社団法人 大分県医師会
会長 近 藤 稔

私は上記の者を代理人として、次の事項について権限を委任致します。

記

- 1 大分県内で実施する 2 0 1 9 年度後期高齢者医療被保険者の健康診査について、大分県後期高齢者医療広域連合との間で健康診査の実施に関する委託契約を締結すること
- 2 上記における各権限の一切を一般社団法人大分県医師会会長に委任すること

(委任者) 機 関 番 号
機 関 名
開設者 印
郵便番号 〒
住 所 大分県
電 話 番 号

以上

大分県医師会へ委任状の提出

提出期限 : 平成 3 1 年 3 月 1 日 (金) まで

市町村から集団健診等を委託されている健診実施機関
2019年度健康診査委託料見積書（例）

平成 年 月 日

大分県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 佐藤 樹一郎 殿

地区医師会で取りまとめられる場合は会長名でお願いします。
※ 別紙にて取りまとめられた医療機関名簿の添付をお願いします。

〒
実施機関住所
実施機関名
開設者名
電話番号

印

集団（巡回）・一括（施設）方式健康診査委託料単価（1人当たり）

空腹時(または随時)血糖検査選択	〇,〇〇〇円
ヘモグロビンA1c選択	〇,〇〇〇円

※ 上記金額は消費税を含む

※ 空腹時(または随時)血糖、ヘモグロビンA1cの選択は、医師の判断による

個別方式健康診査委託料単価（1人当たり）

空腹時(または随時)血糖検査選択	〇,〇〇〇円
ヘモグロビンA1c選択	〇,〇〇〇円

※ 上記金額は消費税を含む

※ 空腹時(または随時)血糖、ヘモグロビンA1cの選択は、医師の判断による

他の法令に基づく健診（介護保険における生活機能評価等）を大分県後期高齢者医療広域連合の行う健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、実施機関は上記単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を委託料とし、大分県後期高齢者医療広域連合に請求することとする。

同時に実施する健診の種類	上記単価から差し引く金額
生活機能評価（〇〇市）	〇,〇〇〇円（集団・一括方式） △,△△△円（個別方式）
生活機能評価（□□市）	□,□□□円

広域連合へ見積書の提出

提出期限：平成31年3月1日（金）まで

健診等内容表

区分	内容	
診察等	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		B M I
	血圧	収縮期血圧
拡張期血圧		
検査	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST(GOT)
		ALT(GPT)
		γ-GT(γ-GTP)
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時(または随時)血糖
		ヘモグロビンA1c
	尿検査	糖
		蛋白
腎機能検査	血清クレアチニン及び eGFR	

※ 実施機関は、健康診査終了後速やかに、健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cまたは随時血糖のいずれか1項目を測定すること。

(優先順位 ①空腹時血糖、②ヘモグロビンA1c、③随時血糖)

※随時血糖は食後3.5時間以上、10時間未満のみ選択可

健康診査の項目

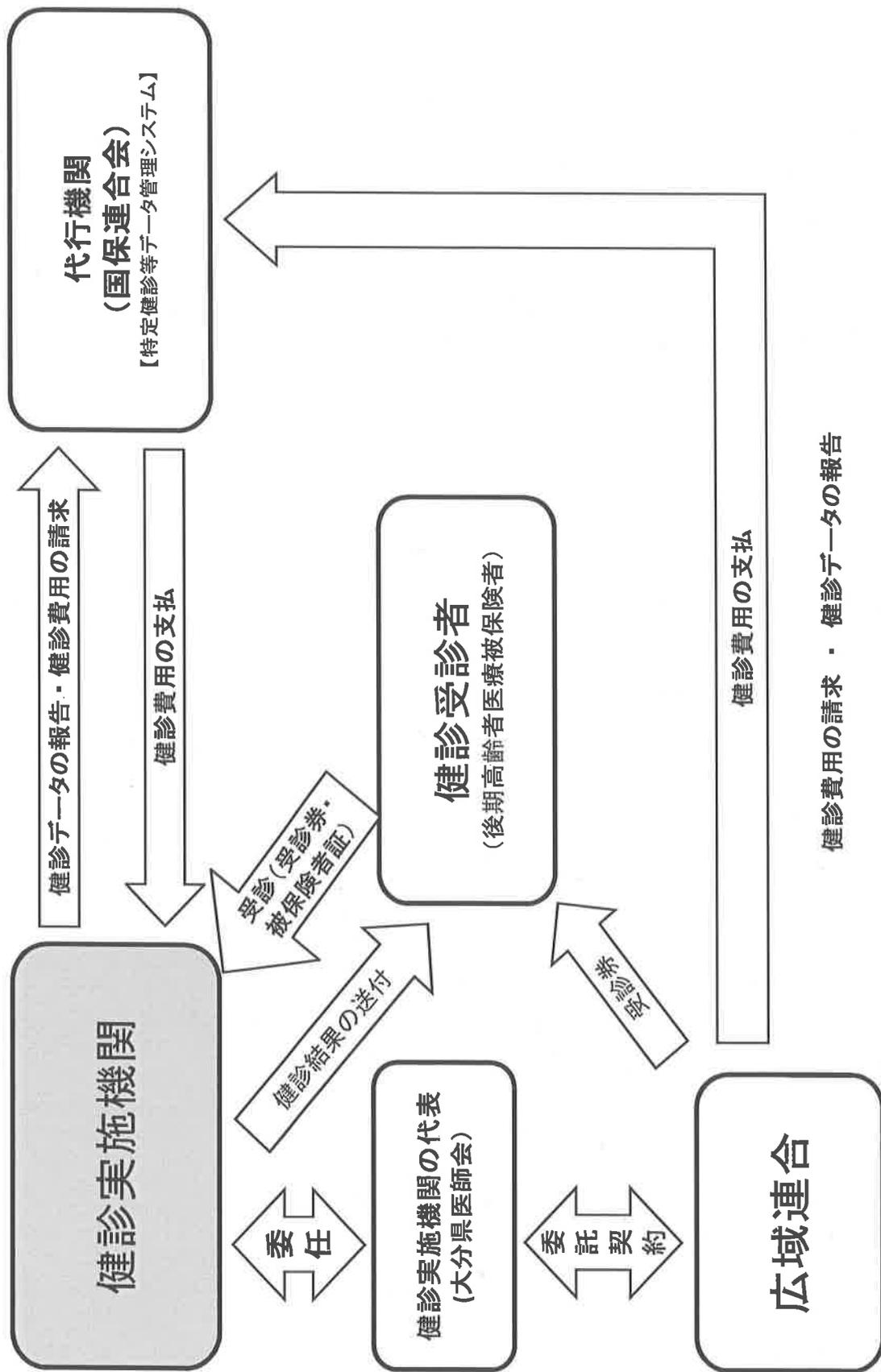
検査項目		健康診査	生活機能評価
		(後期高齢者医療被保険者)	
問診	服薬歴、既往歴、生活習慣に関する項目	○	
	自覚症状等	○	○
	生活機能に関する項目	-	○
計測	身長	○	○
	体重	○	○
	BMI	○	○
	血圧	○	○
	腹囲	-	
診察	理学的所見(身体診察)	○	○
	視診	-	○
	触診	-	○
	打聴診	-	○
	反復唾液嚥下テスト	-	○
脂質	中性脂肪	○	
	HDL	○	
	LDL	○	
肝機能	AST(GOT)	○	
	ALT(GPT)	○	
	γ-GT(γ-GTP)	○	
代謝系	空腹時(または随時)血糖	■	
	ヘモグロビンA1c	■	
尿・腎機能	尿糖	○	
	尿蛋白	○	
	尿潜血	-	
	血清クレアチニン及びeGFR	○	
血液一般	血色素量	-	●
	赤血球数	-	●
	ヘマトクリット値	-	●
	アルブミン	-	●
心機能	心電図検査	-	●
眼底検査	眼底検査	-	
医師の判断	医師の判断欄の記載	○	
	医師による生活機能評価判定報告	-	○

- 必須項目
- 医師の判断に基づき選択的に実施
- いずれか一方を医師の判断に基づき実施

健診実施機関への委託内容等について

項 目	内 容
契 約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診実施機関の代表機関（大分県医師会）と契約 （特定健診のスキームによる集合契約と同様な方法による） ・ 健診実施機関は、大分県医師会に委任状を提出
委託の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健診の実施（受付事務を含む） ・ 健診受診者へ健診結果の送付 ・ 健診データの送付及び健診費用請求（国保連合会へ）
健診の対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者医療の被保険者 （医療機関で生活習慣病等の治療をしている場合、特定健康診査又はそれに相当する健康診査を受診した場合は、基本的に対象外としますが、受診希望者等については、健診を実施します。）
健診項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診の必須項目のうち基本的な項目（腹囲を除く）及び詳細な検診の項目のうち血清クレアチニン検査及びeGFRとする （健診項目…P8、P9参照） ・ 問診（問診票への記入含む）は当日実施
実施期間及び場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団方式及び一括（施設）方式は、市町村の特定健診と同じ期間、場所 ・ 個別方式は、広域連合が契約している健診実施機関において受診者が個々に受診（3月31日まで）
健診の委託料単価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団（巡回、施設等）方式の場合は県内一律の健診委託料単価 ・ 個別方式の場合は、特定健診のスキームによる集合契約と同様な方法による健診委託料単価と同額（保険者協議会） ・ 健診単価に事務費を含めた健診委託料単価 ・ 選択項目において単価（費用）が異なる場合は、それぞれの金額とする。 ・ 生活機能評価との費用按分 （市町村と生活機能評価を委託契約している場合は、重複する検査項目の費用については、生活機能評価が優先するので、差し引いた金額を請求する）
受診者の自己負担金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負担金徴収なし
健診費用の請求	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代行機関（国保連合会）への請求

健康診査のフロー図



様式集

1 委任状

2 見積書

平成 年 月 日

委任状

(代理人) 住 所 大分県大分市駄原2892番地-1

氏 名 一般社団法人 大分県医師会

会長 近 藤 稔

私は上記の者を代理人として、次の事項について権限を委任致します。

記

- 1 大分県内で実施する2019年度後期高齢者医療の健康診査について、大分県後期高齢者医療広域連合との間で健康診査の実施に関する委託契約を締結すること
- 2 上記における各権限の一切を一般社団法人大分県医師会長に委任すること

(委任者) 医療機関番号

機 関 名

開設者

印

郵便番号 〒

住 所 大分県

電話番号

以上

2019年度健康診査委託料見積書

平成 年 月 日

大分県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 佐藤 樹一郎 殿

〒

実施機関住所
実施機関名
開設者名
電話番号

印

集団（巡回）・一括（施設）方式健康診査委託料単価（1人当たり）

空腹時(または随時)血糖検査選択	円
ヘモグロビンA1c選択	円

※ 上記金額は消費税を含む

※ 空腹時(または随時)血糖、ヘモグロビンA1cの選択は、医師の判断による

個別方式健康診査委託料単価（1人当たり）

空腹時(または随時)血糖検査選択	円
ヘモグロビンA1c選択	円

※ 上記金額は消費税を含む

※ 空腹時(または随時)血糖、ヘモグロビンA1cの選択は、医師の判断による

他の法令に基づく健診（介護保険における生活機能評価等）を大分県後期高齢者医療広域連合の行う健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、実施機関は上記単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を委託料とし、大分県後期高齢者医療広域連合に請求することとする。

同時に実施する健診の種類	上記単価から差し引く金額
生活機能評価（市）	円（集団・一括方式） 円（個別方式）
生活機能評価（市）	円

健診等内容表

区分	内容	
診察等	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長
		体重
		B M I
	血圧	収縮期血圧
拡張期血圧		
検査	血中脂質検査	中性脂肪
		HDL-コレステロール
		LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST(GOT)
		ALT(GPT)
		γ -GT(γ -GTP)
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時(または随時)血糖
		ヘモグロビンA1c
	尿検査	糖
		蛋白
	腎機能検査	血清クレアチニン及びeGFR

※ 実施機関は、健康診査終了後速やかに、健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が、自らの健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

※ 血糖検査において、健診実施前に食事を摂取している等により空腹時血糖が測定できない場合はヘモグロビンA1cまたは随時血糖のいずれか1項目を測定すること。

(優先順位 ①空腹時血糖、②ヘモグロビンA1c、③随時血糖)

※随時血糖は食後3.5時間以上、10時間未満のみ選択可